平成30年第３回神奈川県議会定例会議案

（条例その他 その３）

目　　次

番　　号	件　　名	ページ
定県第104号議案	神奈川県建築基準条例の一部を改正する条例	1
認　第　2　号	平成29年度神奈川県一般会計歳入歳出決算及び同年度神奈川県特別会計歳入歳出決算の認定について	3

定県第104号議案

神奈川県建築基準条例の一部を改正する条例

神奈川県建築基準条例（昭和35年神奈川県条例第28号）の一部を次のように改正する。

第16条の２第１項中「をいう。」を「に限る。第52条の６及び第52条の17の２を除き、」に改める。

第22条第２項及び第３項を削る。

第28条第２号中「第 112 条第14項」を「第 112 条第13項」に改める。

第52条の６ただし書を削り、同条に次の１項を加える。

２　前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する建築物については、適用しない。

⑴　その敷地が幅員４メートル以上の道（道路に該当するものを除き、農道その他これに類する公共の用に供する道又は政令第 144 条の４第１項各号に掲げる基準及び第52条の17の２の規定による基準に適合する道に限る。）に２メートル以上接する建築物のうち、延べ面積が 200 平方メートル以内の一戸建ての住宅で、知事が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるもの

⑵　次に掲げる基準のいずれかに適合する建築物で、知事が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めて許可したもの

ア　その敷地の周囲に公園、緑地、広場等広い空地を有する建築物であること。

イ　その敷地が農道その他これに類する公共の用に供する道（幅員４メートル以上のものに限る。）に２メートル以上接する建築物であること。

ウ　その敷地が、その建築物の用途、規模、位置及び構造に応じ、避難及び通行の安全等の目的を達するために十分な幅員を有する通路であつて、道路に通ずるものに有効に接する建築物であること。

第52条の９第４項に次の１号を加える。

⑹　宅配ボックス（配達された物品（荷受人が不在その他の事由により受け取ることができないものに限る。）の一時保管のための荷受箱をいう。）を設ける部分（次項において「宅配ボックス設置部分」という。）

第52条の９第５項に次の１号を加える。

⑹　宅配ボックス設置部分　100 分の１

第52条の13第１項ただし書を次のように改める。

ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

第52条の13第１項に次の各号を加える。

⑴　知事が土地の状況等により周囲の居住環境を害するおそれがないと認めて許可した場合

⑵　前号の許可を受けた建築物を、当該許可を受けた際における敷地の区域において、平均地盤面からの高さが４メートルの水平面に敷地境界線からの水平距離が５メートルを超える範囲において新たに日影となる部分を生じさせることのない規模で増築し、改築し又は移転する場合

第57条中「第52条の６ただし書」を「第52条の６第２項第２号」に、「第52条の13第１項ただし書」を「第52条の13第１項第１号」に改める。

附　則

１　この条例は、公布の日から施行する。

２　この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

平成30年９月26日提出

神奈川県知事　黒　岩　祐　治

（提案理由）

建築基準法の一部を改正する法律の施行等に伴い、都市計画区域以外の区域での日影による中高層の建築物の高さの制限に係る適用除外を追加するなど、所要の改正をしたいので提案するものであります。

認　第　２　号

平成29年度神奈川県一般会計歳入歳出決算及び同年度神奈川県特別会計歳入歳出決算の認定について

平成29年度神奈川県一般会計歳入歳出決算及び同年度神奈川県特別会計歳入歳出決算は、別冊のとおりにつき、地方自治法第 233 条第３項の規定により監査委員の意見をつけて認定を求める。

平成30年９月26日提出

神奈川県知事　黒　岩　祐　治